

第 7 期保健医療計画の策定について

1 保健医療計画の概要

保健医療計画は、医療法第 30 条の 4 の規定に基づき、国の定める基本方針に則して、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

(1) 計画期間

平成 30～35 年度（6 年間）

(2) 主な記載事項

1) 5 疾病 5 事業及び在宅医療に関する事項

疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等を策定

5 疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

5 事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）

2) 地域医療構想

将来（2025 年）の高度急性期、急性期、回復期、慢性期の 4 機能ごとの医療需要、必要病床数及び在宅医療等の医療需要を推計

3) 医療従事者の確保

4) 医療圏の設定

5) 基準病床数の算定

2 国における指針の主な見直し事項

(1) 計画期間の変更

計画期間を 5 年から 6 年に変更。在宅医療については 3 年ごとに見直し

(2) 市町村との協議の場の設置

在宅医療等の新たなサービス必要量と、介護保険事業（支援）計画における介護の整備目標の整合をとるため、市町村とその他有識者による協議の場を設置

(3) 病病連携及び病診連携の一層の推進

病病連携及び病診連携の一層の推進により、疾病予防・介護予防までを含めた、急性期から回復期・慢性期までの切れ目ない連携体制を構築

(4) 高齢化に伴い増加する疾患等への対策

ロコモティブシンドローム、フレイル、肺炎、大腿骨頸部骨折等については、5 疾病に加えることはしないが、その対策について他の関連施策と調和を図りつつ、疾病予防・介護予防等を中心に、医療・介護が連携した総合的対策を実施

(5) その他

「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」は保健医療計画に一本化